

【基本条件】

(1) バスが安全に通行可能な道路であること

交通事故を発生させないため、狭隘道路を避け、バスが余裕を持って走行できる道路を運行経路として選定します。

- ① バス走行可能道路（標準） : 車両走行幅 5.5 m 以上
- ② バス走行可能道路（条件付※） : 車両走行幅 4.66 m 以上、5.5 m 未満
※交通状況等により走行可能とする道路

(2) 既存路線ができる限り走行していない（運行本数が少ない路線も含みます）経路とすること

既存バス路線との競合により、既存路線の利用者が減少し、減便または廃線されることを防ぎます。

(3) 商業施設や医療機関、公共施設等を運行すること

移動制約者等の不便を解消するため、高齢者等が日常生活でよく利用する施設をできる限り経由します（路線バスと差別化を図るため、より多くの施設を経由します）。

(4) 駅又は拠点となる既存バス停へ接続すること

移動に不便を感じる割合が高い、通勤・通学の不便を解消するため、駅などへアクセスする経路を選定します。



【4つの条件を満たす検討案】

- ・花畑八丁目～地区内施設経由～六町駅（別紙参照）